

原子力災害に備えた  
避難計画

平成28年3月

十日町市

# 原子力災害に備えた避難計画

## <目次>

第1章 総則	
第1節 計画の目的	1
第2節 基本方針	1
第3節 計画の修正	1
第2章 原子力災害事前対策	
第1節 原子力災害対策重点区域	2
第2節 原子力災害に対応するための防護措置	5
第3章 原子力災害対策の実施	
第1節 市の体制	10
第2節 住民等への情報提供	12
第3節 屋内退避	14
第4節 避難及び一時移転の方法・手段	16
第5節 原子力災害医療	20
第6節 飲食物の摂取制限	22
第4章 要配慮者の避難	
第1節 避難の流れ(イメージ)	24
第2節 医療機関・社会福祉施設等の避難準備	25
第3節 避難準備	25
第4節 避難手段	25
第5節 在宅避難行動要支援者の援護	25
第6節 園児、児童、生徒への対応	25
第7節 外国人への対応	25
第8節 一時滞在者(観光客等)への対応	26
第5章 避難所(一般)の開設、運営	
第1節 方針	27
第2節 各主体の責務	27
第3節 避難所運営の留意点	27

資料 十日町市地区別避難先等一覧

作成 平成28年3月9日

# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

本計画は、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所(以下、「原子力発電所」という。)において、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下、「原災法」と言う。)に定める原子力災害(原子力発電所の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害)が発生又は発生する恐れが生じた場合に備え、「十日町市地域防災計画(原子力災害対策編)(以下「地域防災計画」という。)に基づき、市民、市内勤務者、市内一時滞在者等(以下「住民等」という。)の屋内退避、一時移転、避難等を円滑に実施するために必要な事項を定めるものである。

## 第2節 基本方針

本計画の策定にあたっては、次の事項を基本とする。

- 1 原子力災害対策指針(平成24年10月31日原子力規制委員会決定)に従い、原子力発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分(警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態)及び緊急時活動レベル(EAL:Emergency Action Level)、運用上の介入レベル(OIL:Operational Intervention Level)の基準に応じ、屋内退避や避難等の防護措置を行うこととする。
- 2 十日町市(以下、「市」と言う。)においては、原子力災害が発生した時には、屋内退避を原則的に実施することとし、放射性物質の放出後は、屋内退避を継続しながら、緊急時モニタリング等の結果を踏まえ、区域を特定して避難等を実施する。
- 3 避難、一時移転先については、汚染のない市内、市外、県外の順で調整を行うものとする。
- 4 支援を受けること無く避難できる住民等については、自己又は家族等が所有する自動車(以下、「自家用車等」という。)による避難を原則とする。また、その際、自家用車等の避難手段を有しない住民等と乗り合わせて避難するなど、地域コミュニティの互助、共助を推奨する。
- 5 社会福祉施設入居者、入院患者等の移動させることによりリスクを伴う住民等については、受入れ施設の準備が整うまでの間、屋内退避を実施することとし、準備が整い次第、避難を行うものとする。搬送手段については、国及び県と今後協議を進める。
- 6 屋内退避の実施にあたっては、ブルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。

## 第3節 計画の修正

本計画は、現時点における基本的な対応をまとめたものであり、今後、関係法令、防災基本計画、原子力災害対策指針、新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)、原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針、十日町市地域防災計画(原子力災害対策編)等の改正や国、県、県内市町村及び防災関係機関との引き続きの協議・検討結果により、随時更新する。

## 第2章 原子力災害事前対策

### 第1節 原子力災害対策重点区域

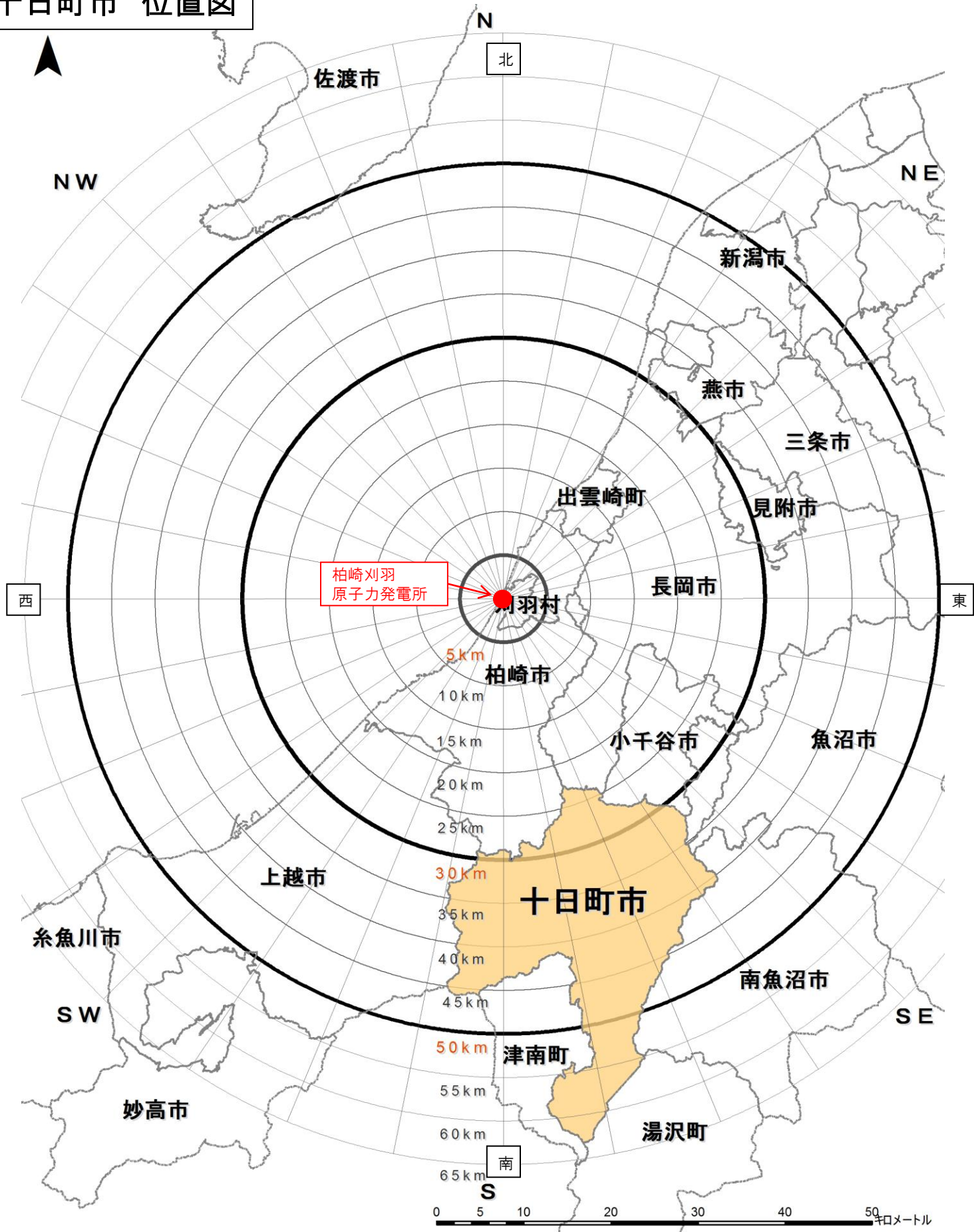
十日町市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分は次のとおりである。

【原子力災害対策重点区域】

世帯数、人口は平成 27 年3月 31 日現在

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲			
区域・地域	対象範囲	対象行政区(集落)	備考
即時避難区域 (PAZ)	発電所を中心とする半径概ね5 キロメートル圏	該当なし	
避難準備区域 (UPZ)	発電所を中心とする半径概ね5 ～30キロメートル 圏	<p>【十日町地域】</p> <p>(下条地区)上新田第1、上新田第2、上新田第3、上新田第4、山際、原、廿日城、岩野、下条栄町、下条中央通り、桑原、野田、蟹沢、為永、下条本町、山根、貝ノ川、新保、水口、下条下山、新光寺、仙之山、平、漣野、二子、願入、塩野</p> <p>【川西地域】</p> <p>(上野地区)上野、元町、新町新田、下平新田</p> <p>(橘地区)木落、寺ヶ崎、塩辛、仁田、野口、四十歩、原田、根深、下原</p> <p>(仙田地区)中仙田、室島、小脇、高倉、田戸、赤谷、岩瀬、大白倉、小白倉</p> <p>【松代地域】</p> <p>(峰方地区)清水、桐山</p> <p>(山平地区)筋平、小貫</p>	<p>27 集落 1,133 世帯 3,442 人</p> <p>4 集落 403 世帯 1,235 人</p> <p>9 集落 448 世帯 1,482 人</p> <p>9 集落 271 世帯 687 人</p> <p>2 集落 17 世帯 31 人</p> <p>2 集落 21 世帯 51 人</p> <p>市内計 53 集落 2,293 世帯 6,928 人</p>

# 十日町市 位置図







# 十日町市避難準備区域 (UPZ) 対象集落位置図

避難準備区域 (UPZ)

凡例	
記号	説明
小白倉	集落名
6	区域符号
SSE2	方位符号



## 第2節

# 原子力災害に対応するための防護措置

### 1 初期対応段階における防護措置の考え方

原子力災害では、放射性物質又は放射線の放出という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- 原子力災害が発生した場合には、被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないこと。
- 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避及び避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応が効率的かつ実効的である。したがって、原子力災害対策は、上記の特殊性を考慮しつつ、一般災害と全く独立した防災対策を講じるのではなく、一般的な防災対策と連携して対応していく必要がある。

市は、原子力災害対策指針に示されている緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL)及び運用上の介入レベル(OIL)に基づき、初期対応段階における活動の区分を、次のとおり区分する。

#### (1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL)

##### ① 警戒事態:EAL1

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、原子力災害の発生に備える段階である。

市は、国、県及び原子力事業者と連携し情報収集を行い、住民等に情報提供を行う。

##### ② 施設敷地緊急事態:EAL2

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

市は、国、県及び原子力事業者と連携し引き続き情報収集、情報提供を行うほか、住民等の屋内退避準備等防護措置等の準備を開始する。

##### ③ 全面緊急事態:EAL3

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

市は、住民等に対し屋内退避指示のほか、原子力発電所の事故の規模に応じた予防的な防護措置の検討、実施等を行う。

#### (2) 運用上の介入レベル(OIL)

放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い

地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を原子力災害対策指針に定める基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することとされている。

市は、国や県の指示又は独自の判断により、以下に示す、必要な各種防護措置を実施する。

【EAL と防護措置】

「原子力災害対策指針」及び「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針(Ver.1)」を基に十日町市作成

施設内の  
事故等の発生

事態の進展(放射性物質は放出していない)

緊急事態区分		警戒事態 EAL1	施設敷地緊急事態 EAL2	全面緊急事態 EAL3
当市の対応	即時避難区域(PAZ)	要配慮者等の 避難準備	要配慮者等の 避難実施  避難準備  安定ヨウ素剤の 服用準備	避難実施  安定ヨウ素剤の服用
	避難準備区域(UPZ)		屋内退避準備	屋内退避実施  安定ヨウ素剤の 服用準備  避難、一時移転等の 準備
	避難準備区域(UPZ) 外			避難の受入準備



## 【OILと防護措置】

「原子力災害対策指針」から抜粋

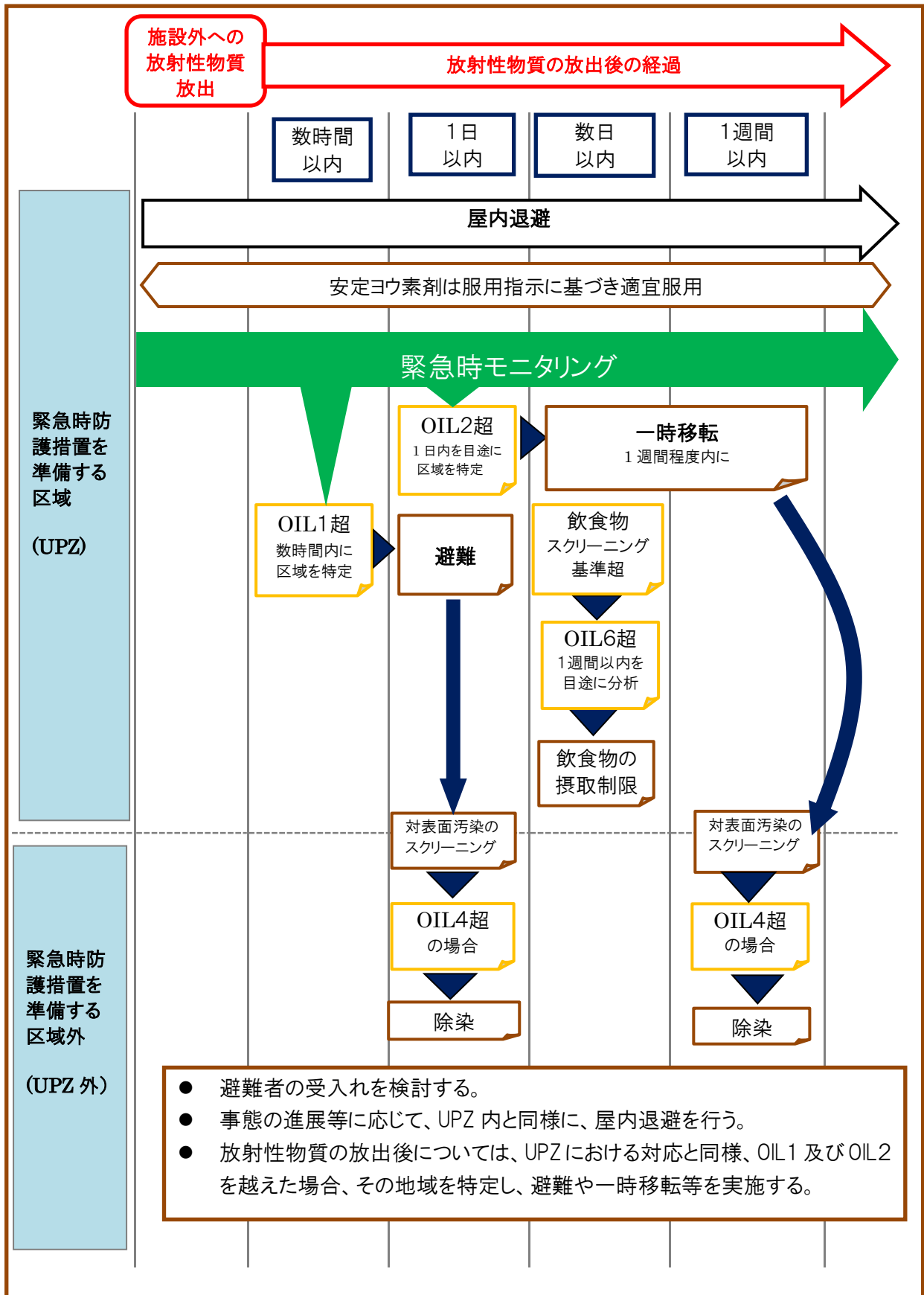
	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線:40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
$\beta$ 線:13,000cpm 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)						
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg	
			放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

【OILに応じた防護措置のフロー】

「原子力災害対策指針」及び「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針(Ver.1)」を基に十日町市作成





## 2 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

### (1) 避難

空間放射線量率等が高い、又は高くなる恐れのある地点から速やかに離れるため緊急に行う。

### (2) 一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間(1週間程度内)のうちに当該地域から離れるため行う。

## 3 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

屋内退避は、以下の場合に、国、県又は市の指示により行うものである。

- 発電所の事故が急変することに対して事前に備えるために実施する場合
- 避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合
- 避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合

特に、病院や社会福祉施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であるとされている。

また、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。

## 4 安定ヨウ素剤の予防服用

原子力規制委員会が原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等を勘案し、避難や一時移転等と併せた防護措置として、安定ヨウ素剤の配布、服用の必要性を判断する。その判断に基づいて国原子力災害対策本部又は県、市が住民等に服用の指示を出す。

## 5 避難退域時検査及び簡易除染

放射性物質が皮膚や衣類等に付着することによる外部被ばくや呼吸等による内部被ばくの低減、汚染の拡大防止を目的に、身体の表面や物品等への放射性物質の付着の有無を確認する(避難退域時検査)とともに、基準値を超えた場合には、放射性物質を取り除くための処置(簡易除染)を行う。

## 6 飲食物の摂取制限

飲食物の摂取制限は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置である。飲食物の摂取制限の実施に当たっては、緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、まず飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域について、次に、当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、国原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達し、これらの地方公共団体が住民等へ周知することとされている。

# 第3章 原子力災害対策の実施

## 第1節 市の体制

### 1 市の災害対策本部等の設置

市は、緊急時には、警戒本部または災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置する。

また、警戒本部の設置に至らないような事故、発電所周辺で大規模事故等が発生した場合でも、事故に対する住民等の不安や動揺等の緩和を図るため、安全協定に基づき迅速に情報収集を行い、適切に対応するものとする。

#### (1) 災害対策本部等の設置基準

災害対策本部等の設置基準は下表のとおり。

態勢	設置準備	活動体制	緊急事態区分
第1次配備	1 柏崎市または刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	警戒本部	情報収集事態
	1 県内で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき 2 県内で、大津波警報が発令されたとき 3 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1 $\mu$ Sv/hを超える数値を検出したとき 4 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき 5 その他市長が必要と認めたとき	警戒本部	警戒事態
第2次配備	1 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき 2 その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部	施設敷地緊急事態
	1 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部	全面緊急事態

#### (2) 活動体制

##### ① 警戒本部の設置

市長は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、災害対策本部の設置準備のため、警戒本部を設置する。

##### ② 災害対策本部の設置

市長は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

##### ③ 現地災害対策本部の設置

あらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地災害対策本部等を対策拠点施設に設置するものとする。

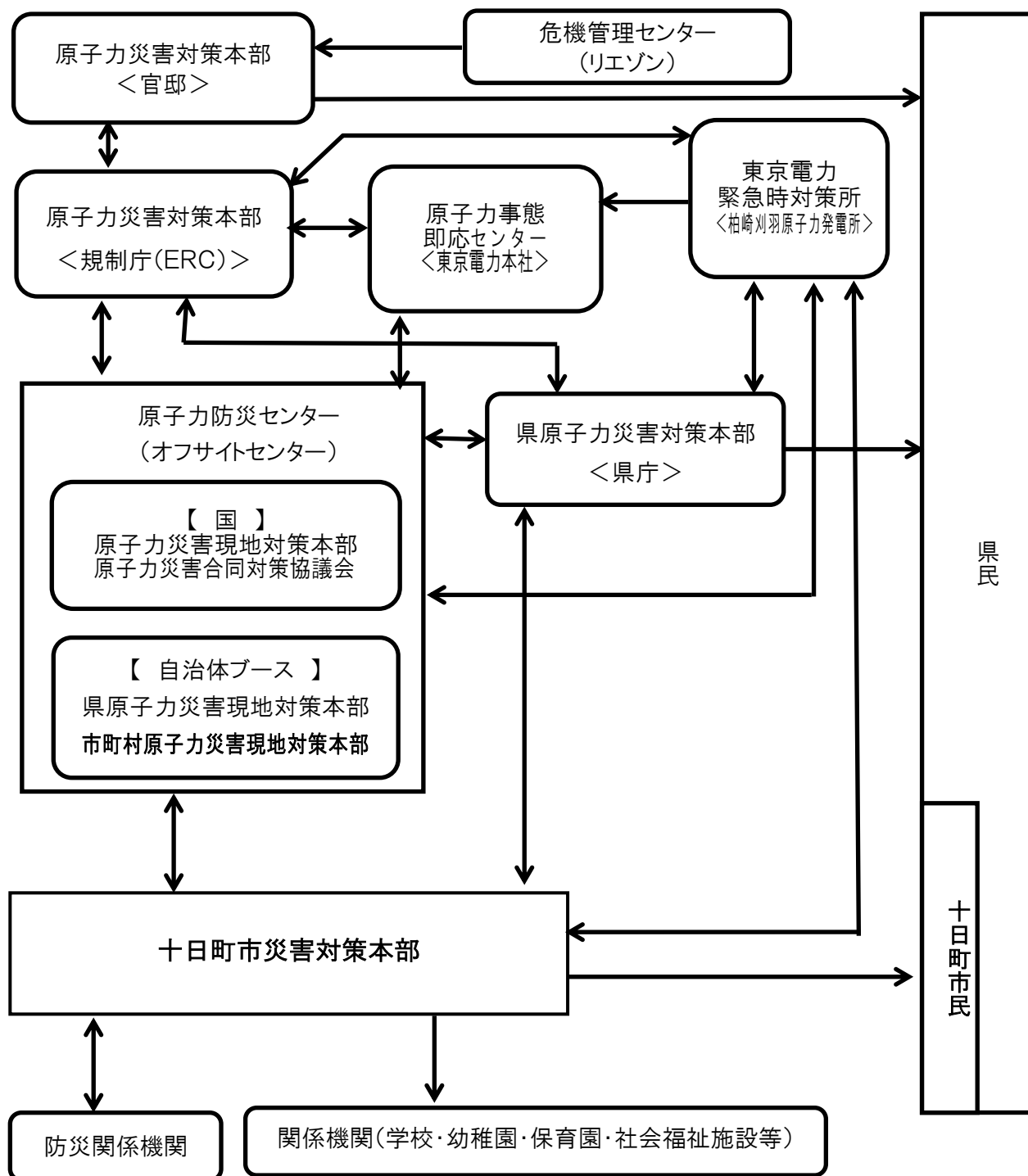


## 2 情報連絡体制

市は、国、県、県内市町村、その他関係機関、原子力事業者等と連携した情報収集と住民等への情報伝達を行う。

### 【主な情報の流れ】

「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針(Ver.1)」を基に十日町市作成



※ 平成 25 年度国の原子力総合防災訓練を参考に作成。

※ 緊急事態の変化によって、組織名称は変更される。

※ ERC:Emergency Response Center。原子力発電所で事故が起きた際に指揮を執る緊急事対応センターのこと。

## 【事態区分における主な連絡内容】

「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針(Ver.1)」を基に十日町市作成

事態区分	発信元	主な連絡内容
警戒事態 (EAL1)	東電	・警戒事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況
	県・OFC	・モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域(PAZ)圏内の要援護者の避難準備要請、その状況等
施設敷地緊急事態 【原災法第10条事象】 (EAL2)	東電	・施設敷地緊急事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況
	県・OFC	・モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域(PAZ)圏内の避難準備要請及び安定ヨウ素剤の服用準備指示 ・即時避難区域(PAZ)圏内の要援護者等の早期避難要請 ・避難準備区域(UPZ)圏内の屋内退避準備等
全面緊急事態 【原災法第15条事象】 (EAL3)	東電	・全面緊急事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・緊急事態発出の連絡、国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況
	県・OFC	・モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域(PAZ)圏内の避難指示及び安定ヨウ素剤の服用指示 ・避難準備区域(PAZ)圏内の屋内退避指示及び安定ヨウ素剤の服用準備 ・避難準備区域(UPZ)圏外への避難受入要請及び安定ヨウ素剤の服用準備等

※ 網掛けの情報が各事態における最初の情報となる。

## 第2節 住民等への情報提供

### 1 情報伝達手段の多重化、多様化

市は、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等へ的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線等の無線設備(緊急告知FMラジオを含む)、その他、広報車などを活用し情報伝達を行うほか、放送事業者、通信事業者等の報道機関の協力の下、次の情報伝達手段等により、住民等に対し情報提供を実施する。



【情報伝達手段の一例】

- 緊急告知FMラジオ
- 防災行政無線
- エリアメール・緊急速報メール
- 市ホームページ
- 十日町あんしんメール(登録型配信メール、SNS)
- その他、広報車 など

2 住民相談窓口の設置等

市は、国及び県と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口を市役所内に設置する。  
電話番号 025-757-3111(十日町市役所 代表)

3 各事象における広報の例

市は、以下の文例を参考に簡潔明瞭に市民に情報伝達を行うものとする。

【警戒事態(EAL1)における広報の例】

本日〇時〇分頃、新潟県〇〇〇を震源とするマグニチュード〇の地震が発生しました。新潟県〇〇一帯で震度6強を観測するなど、非常に強い揺れを観測しました。

原子力関連施設につきましては、運転中であった柏崎刈羽原子力発電所の〇号機が、本地震により自動停止したとの報告があります。これまでのところ、県が行っている放射線モニタリングにおいて、異常な値は検出されていません。テレビやラジオ、市の広報に注意してください。

【施設敷地緊急事態(EAL2)における広報の例】

本日〇時〇分頃発生した地震の影響により、柏崎刈羽原子力発電所の〇号機の〇〇が故障したことに伴い、〇時〇分、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報がありました。

現時点において、市民の皆様には被ばくの影響が生じるような状況ではありません。

発電所から30km圏内の皆様は、万一の場合に備え、屋内退避の準備をお願いします。

また、テレビやラジオなどの情報に注意するとともに、関係機関や十日町市の広報・指示に従い、落ち着いて行動してください。

【全面緊急事態(EAL3)における広報の例(屋内退避の場合)】

本日〇時〇分、柏崎刈羽原子力発電所の〇号機の〇〇が故障したことに伴い、内閣総理大臣より原子力緊急事態宣言が発令されました。

発電所から30km圏内の皆様は直ちに屋内に退避してください。

また、テレビやラジオなどの情報に注意するとともに、関係機関や十日町市の広報・指示に従い、落ち着いて行動してください。万が一の避難に備えた準備を行ってください。

【全面緊急事態における広報の例(避難・一時移転の場合)】

本日〇時〇分、柏崎刈羽原子力発電所の事故の発生により、基準値以上の空間放射線量が測定されたため、国から避難(一時移転)の指示が発出されました。

〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区の皆さんは、避難(一時移転)をお願いします。自家用車で避難する人は避難経路所である〇〇〇(施設)に行ってください。交通渋滞を避けるために、できるだけ乗り合いを心がけてください。自家用車で避難できない人は、避難バス乗合所である〇〇〇(施設)に集合してください。

## 第3節 屋内退避

### 1 屋内退避

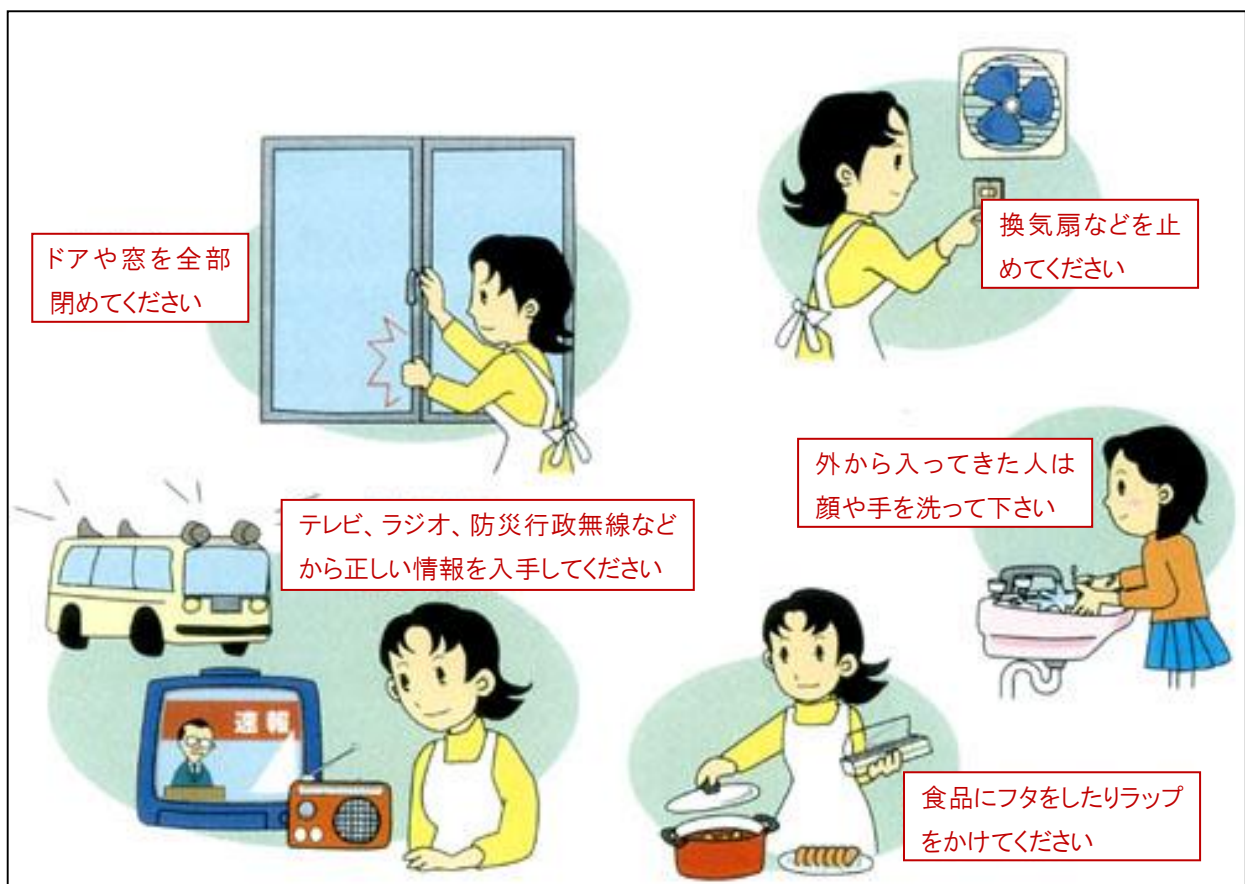
市は、施設敷地緊急事態発生時(EAL2)には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うとともに、住民等に屋内退避の準備の呼びかけを行うものとする。

市は、全面緊急事態(EAL3)に至った場合は、国若しくは県の指示・要請又は独自の判断により、UPZ内の住民等に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう勧告又は指示等を実施する。また、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

### 2 屋内退避時の具体的対応例

#### 【屋内退避勧告・指示等が出された場合の留意事項】

- 外気が入ってくるのを防ぐため、「窓を閉める」、「換気扇」を止める。
- 家の中にあった物は飲んだり食ったりできるが、念の為、食品にラップをして冷蔵庫へ入れる。
- 飲料水を密閉容器に確保する。
- 外にいた人は顔と手をよく洗い、指示に応じシャワーを浴びる。
- 外で着ていた服をビニール袋に入れ、他の服と区別するため、しっかりと口を閉じる。
- 避難(一時移転)に備え、非常用持ち出し品の準備・確認を行う。
- 退避所、避難バス乗合所、避難経由所、避難所(一時移転場所)を確認する。





### 3 屋内退避場所

#### (1) 自宅

屋内退避場所は、自宅を基本とする。

#### (2) 退避所

① 市は、施設敷地緊急事態(EAL2)に至った段階で、住民等の屋内退避を円滑に進めるため、以下のような方のために退避所の開設の準備を開始する。

- ・自宅屋内退避を続けることが不安な方
- ・一時滞在者でUPZ圏外への避難が困難な方

② UPZ内の各集落の退避所は次のとおりとする。

#### 【退避所】

退避所 所在地・電話(025)	対象集落(避難単位)		
	地域	地区	行政区
上新田自治会館 下条1丁目 307・755-2127	十日町	下条	上新田第1、上新田第2、上新田第3、上新田第4
むつみ幼稚園・保育園 下条3丁目 209・756-2424			山際、原、廿日城、下条栄町
下条中学校 下条4丁目 241・755-2014			岩野、野田、蟹沢、為永、下条本町、山根
下条公民館 下条4丁目 371・755-2004			下条中央通り
利雪親雪総合センター(みよしの湯) 下条4丁目 281-3・756-2929			桑原
下条小学校 下条4丁目 224・755-2009			貝ノ川、新保、水口、下条下山、新光寺、塩野
旧東下組小学校 東下組 1368・755-2532			仙之山、平、澁野、二子、願入
上野小学校 上野甲 1376・768-2079	川西	上野	上野、元町
上野保育園 上野乙 166・768-2321			新町新田、下平新田
橘小学校 野口1-1・768-2507	橘	橘	木落、寺ヶ崎、塩辛、仁田、野口、四十歩
橘地区農事研修センター 野口 2337・無			原田、根深、下原
旧仙田小学校 中仙田甲 3366・無	仙田	仙田	中仙田(川東)、室島
仙田体験交流館 中仙田甲 826・761-2008			中仙田(川西)、赤谷、岩瀬

小脇冬期孤立集落維持管理センター 小脇丁 724-5・769-2625			小脇
高倉集落センター 高倉戊 954・769-2651			高倉
田戸公民館 田戸辛 1446-1・769-2779			田戸
キャンパス白倉交流ホール 小白倉卯 62-1・769-2726			大白倉、小白倉
松代生涯学習センター 清水 718・597-2214	松代	峰方	清水、桐山
筋平地区転作促進研修センター 筋平 986-子・597-3420		山平	筋平、小貫

## 第4節 避難及び一時移転の方法・手段

市における防護措置は、屋内退避を基本とするが、国等が実施する緊急時モニタリングの結果等に基づき、避難等が必要であると判断される区域を特定して、次の方法、手段により避難経路所を経由し、避難又は一時移転を実施する。

### 1 住民等への指示の流れ

- (1) 国が設置する緊急時モニタリングセンターによる空間放射線量率の測定
- (2) 国原子力災害対策本部から避難(一時移転)対象区域の指定に関し、市長への確認
- (3) 国原子力災害対策本部から、市へ指定区域住民の避難、一時移転の指示
- (4) 市長から該当区域に対し、避難、一時移転、避難経路所への移動開始の指示

### 2 指定された避難経路所への移動方法、手段

#### (1) 自家用車を保有する人

支援を受けることなく避難が実施できる住民等は、自家用車による避難(一時移転)を原則とする。自家用車を所有している住民等は、避難バス乗合所等を経由し、避難手段を持たない住民等を同乗させ避難(一時移転)を行うよう努めるものとする。

#### (2) 自家用車を保有していない人

支援を受けることなく避難が実施できる住民等のうち、自家用車等の交通手段を持たない住民等は下の「避難バス乗合所(退避所を含む)」に集合する。避難バスについては市有バスを活用するほか、国、県と連携し、搬送手段を確保する。具体的な搬送手段の確保については、今後、国、県と協議し本計画へ反映させる。

#### (3) 移動できる要配慮者

移動することによりリスクが高まらない要配慮者については、市有バスを活用するほか、国、県と連携し、搬送手段を確保する。具体的な搬送手段の確保については、今後、国、県と協議し本計画へ反映させる。

#### (4) 移動できない要配慮者

移動することによりリスクが高まる要配慮者については、屋内退避を優先しつつ、国、県と連携し、搬送先及び搬送手段を確保する。具体的な手段、方法については、今後、国、県と協議し本計画へ反映させる。

#### 【避難バス乗合所】

地域	地区	避難バス乗合所
十日町	下条	上新田自治会館、岩野集落センター、下条公民館、下条中学校、為永倶楽部、利雪親雪総合センター、原集落開発センター、廿日城集落開発センター、むつみ幼稚園・保育園、貝ノ川集落開発センター、水口集落開発センター、塩野集会所、仙之山ふれあいセンター、旧東下組小学校、二子集会所、願入集会所
川西	上野	上野小学校、上野保育園、元町集落開発センター、新町新田ふれあいセンター
	橘	木落構造改善センター、寺ヶ崎公民館、塩辛集落開発センター、橘小学校、橘地区農事研修センター、根深集落センター、下原ふれあいセンター
	仙田	旧仙田小学校、仙田体験交流館、室島集落センター、小脇冬期孤立集落維持管理センター、高倉集落センター、田戸公民館、赤谷集落センター、岩瀬集落センター、大白倉公民館、キャンパス白倉交流ホール
松代	峰方	松代生涯学習センター、桐山集落開発センター
	山平	筋平地区転作促進研修センター

※退避所で屋内退避されている場合は、この避難バス乗合所以外にも、退避所から直接、避難バスに乗車することもできます。

### 3 避難経路所

#### (1) 避難経路所

市内のUPZ外の地区に避難する住民等については、避難経路所で、避難先の指示等を受けた後、避難所・一時移転先へ移動するものとする。また、避難の途中で避難退域時検査を行うとともに、放射性物質の付着が認められる場合は簡易除染を行う。

市の避難経路所の候補地を次のとおり定める。

#### 【避難経路所】

No.	施設名	所在地・電話・その他
1	道の駅クロス 10 十日町	宇都宮 71-26・025-757-2323
2	千手中央コミュニティセンター	水口沢 76-7・025-768-2308
3	松代総合体育館	松代 4008・025-597-3752

#### (2) 受入施設への移動

住民等は避難経路所から、係員の指示に従い、次に記載する避難・一時移転先(候補)施設に避難・一時移転を行う。なお、健康状態に配慮して、福祉避難所等への避難又は一時移転が望ましい場合は、係員の指示に従い福祉避難所等へ移動するものとする。

### 4 避難、一時移転先

新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)では、県が他自治体と避難調整を行った上で、市に対



して受入市町村及び避難施設名を示すこととされている。

新潟県がまとめた「原子力災害時の新潟県広域避難マッチングの状況」(平成 27 年 7 月新潟県)で、十日町市住民の避難先は、市内避難準備区域(UPZ)外を基本とすることが示されたことから、避難所等を下表のとおり設定する。

【十日町市の避難先(受入)市町村】

「原子力災害時の新潟県広域避難マッチングの状況」(平成 27 年 7 月新潟県)を基に十日町市作成

避難元市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村 <sup>※</sup>	
		方面	市町村名
十日町市	国道 353、国道 253、国道 17、国道 117	魚沼・湯沢方面	魚沼市
			南魚沼市
			湯沢町
			津南町
	国道 253、国道 403	糸魚川・妙高方面	糸魚川市
			妙高市
	国道 253、国道 353	十日町市内(避難準備区域(UPZ)外) <sup>※</sup>	
		近隣県(要調整) <sup>※</sup>	

※ 災害の状況により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、市内施設を候補とするとともに、今後、新潟県が近隣県との調整を進める。

※当市住民の基本となる避難先を「十日町市内(避難準備区域(UPZ)外)とした考え方

「広域避難先マッチングの主な前提条件等(新潟県広域避難検討 WT の検討資料)」から抜粋

- 事故と被害想定
  - ・PAZ及びUPZでは防護措置がとられる。
  - ・UPZ外では、自然災害による影響がなく、原子力災害に対する防護措置も必要とされない。
- 避難者の想定
  - ・新潟県の避難者の最大数(PAZ人口とUPZ人口)は約46万人。
- 避難所
  - ・原則、県または市町村が地域防災計画等で指定する避難所。
  - ・UPZ外を含むUPZは、同一市内のUPZ外に避難所を確保する。

(1) 市外、県外の避難先又は一時移転先

市外、県外における具体的な避難(一時移転)先、避難(移転)手段、方法などについては国、県との協議がまとまり次第、本計画に反映させるものとする。

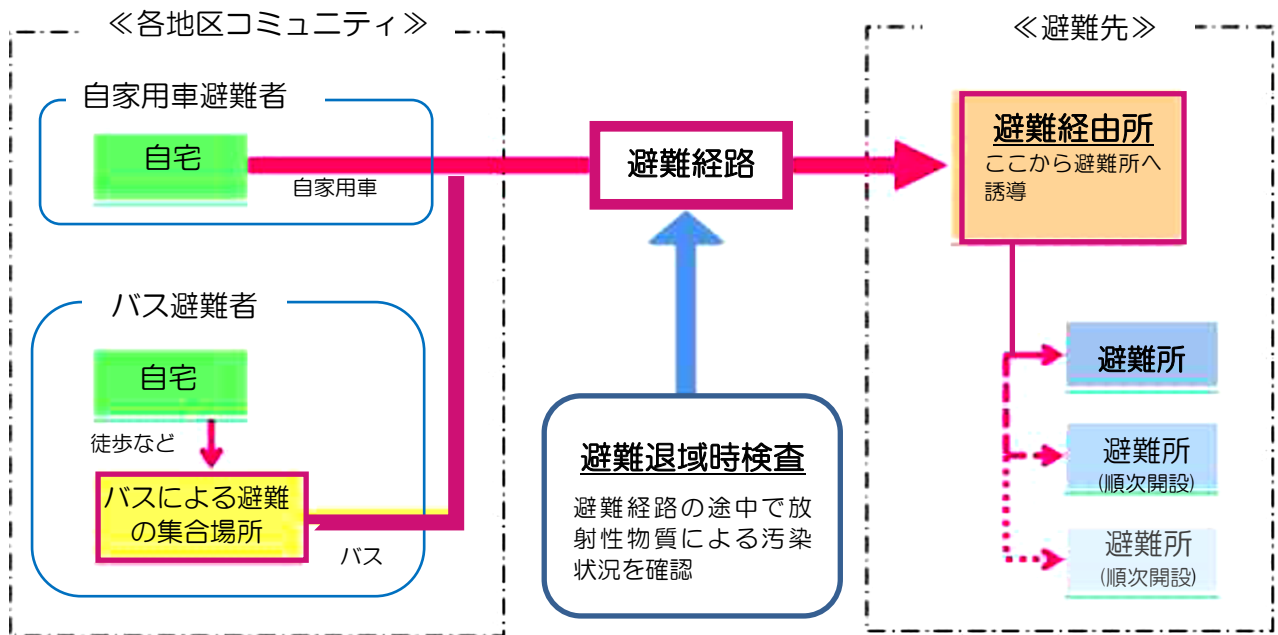
(2) 市内の避難先又は一時移転先

市内のUPZ内の住民等が市内のUPZ外へ避難又は一時移転する場合の施設は、次のとおりとする。

【市内の避難(一時移転)先】

避難又は一時移転先 所在地・電話(025)	対象集落(避難単位)		
	地域	地区	地域
市民会館(中央公民館) 学校町1丁目 730-1・ 757-5011	十日町	下条	上新田第 1
市民体育館 学校町1丁目 808・ 757-5208			上新田第 2、上新田第 3、上新田第 4
十日町小学校 学校町1丁目 614-32・ 752-3525			山際、原、廿日城、下条栄町
県立十日町高等学校 本町西 1 丁目 203・ 752-3575			岩野、下条中央通り、野田、蟹沢、為永、下条本町、山根
十日町市総合福祉センター(サンクロス十日町) 卯 320-39・752-0564			桑原
十日町中学校 新座甲 2-10・757-2306			貝ノ川、新保、水口、下条下山、新光寺、塩野
東小学校 四日町新田 375・ 752-3055			仙之山、平、澁野、二子、願入
吉田中学校 小泉 106-1・752-2878	川西	上野	上野
吉田小学校 山谷 1958・752-2893			元町、新町新田
鏡島小学校 南鏡坂 449-3・757-2895			下平新田
県立十日町総合高等学校 高山乙 461・752-3186	川西	橋	木落
西小学校 寅甲 365 番地・757-9640			寺ヶ崎、塩辛、仁田
総合体育館・武道館 寅甲 415-1・752-4377			野口、四十歩、原田、根深、下原
千手小学校 上新井 32・768-2009	川西	仙田	中仙田、室島、小脇、高倉、田戸
千手保育園 上新井 87-3・768-2148			赤谷、岩瀬、大白倉、小白倉
松代総合体育館 松代 4008・597-3752	松代	峰方、山平	清水、桐山、筋平、小貫

## 【避難のイメージ】



## 第5節 原子力災害医療

### 1 安定ヨウ素剤

安定ヨウ素剤の取り扱いについては、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当って」(平成27年8月26日改正 原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課)により示されているが、配布・服用体制については、県が設置した「安定ヨウ素剤事前配布等に関する検討会」において検討を進めているところであり、それらが明らかにされた段階で県の方針等を踏まえ本計画を修正する。なお、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当って」で国が示している考え方は、以下のとおり。

#### (1) 服用対象者

原則、安定ヨウ素剤服用の指示を受けた時点で下記の者を除いて全員服用する。

- ・服用不適切者
- ・自らの意志で服用をしない者

3歳未満の乳幼児は、薬剤師等が粉末剤から調製した液状の安定ヨウ素剤を服用させる。  
また、妊娠している者、授乳婦は、原則的には服用対象者に含まれている。

#### (2) 配布場所

避難経路上など住民が避難の際に容易に立ち寄れる所を配布場所に指定する。

#### (3) 配布・服用の手順

原子力規制委員会が原子力施設の状況や空間放射線量率等を勘案し、避難や一時移転等と併せた防護措置として、安定ヨウ素剤の配布・服用の必要性を判断する。

その服用判断に基づいて国原子力災害対策本部又は県、市が服用の指示を出し、住民等は



その指示に従い安定ヨウ素剤を服用する。

#### (4) 服用回数、服用量

##### ① 服用回数

安定ヨウ素剤の服用回数は原則1回とし、連続服用をしなくてよいように、住民の避難等の防護措置を講ずることを前提としている。ただし、放射性ヨウ素による内部被ばくの可能性が24時間以上継続し、再度の服用がやむを得ない場合は、24時間の間隔を空けて服用することとする。連続服用は、原則として、原子力規制委員会が再度の服用の必要を判断した場合のみであり、その判断に基づいて、国原子力災害対策本部又は県、市からの指示があった場合にのみ服用するようにしなければならない。

なお、妊娠している者、新生児は、原則として複数回の服用を避けなければならない。

##### ② 服用量

安定ヨウ素剤の服用量については、表に示すように年齢に応じた量とする。3歳未満の乳幼児及びそのほか丸剤の服用が困難者に対しては、薬剤師等が粉末剤より調製する液状の安定ヨウ素剤を、3歳以上は丸剤を服用する。

安定ヨウ素剤を規定量以上に服用することは、防護効果を高めることにはつながらず、逆に副作用が発生する可能性を高めるため、定められた量以上には服用してはならない。誤って、表に示した服用量以上に服用した場合、吐かせる等の処置までは必要ないが、体調に異変が見られないか確認し、医師や、あらかじめ定められた相談窓口にご相談することが適当である。

表 安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量

対象者	ヨウ素量(mg) ヨウ化カリウム量に 対する相当量	ヨウ化カリウム量	ヨウ化カリウム丸
新生児	12.5	16.3	
生後1カ月以上3歳未満	25	32.5	
3歳以上13歳未満			1丸
13歳以上			2丸

#### (5) 新潟県の保管状況(平成27年11月現在)

新潟県からの情報を基に十日町市作成

施設名	数量(錠)
十日町保健所	162,000

※十日町市内の施設のみ抜粋

## 2 避難退域時検査及び簡易除染

避難退域時検査の具体的な方法、体制、場所、対象等については、県が検討を進めているところであり、それが明らかにされた段階で、県の方針等を踏まえ計画を修正する。

## 【避難退域時検査の基本的な考え方】

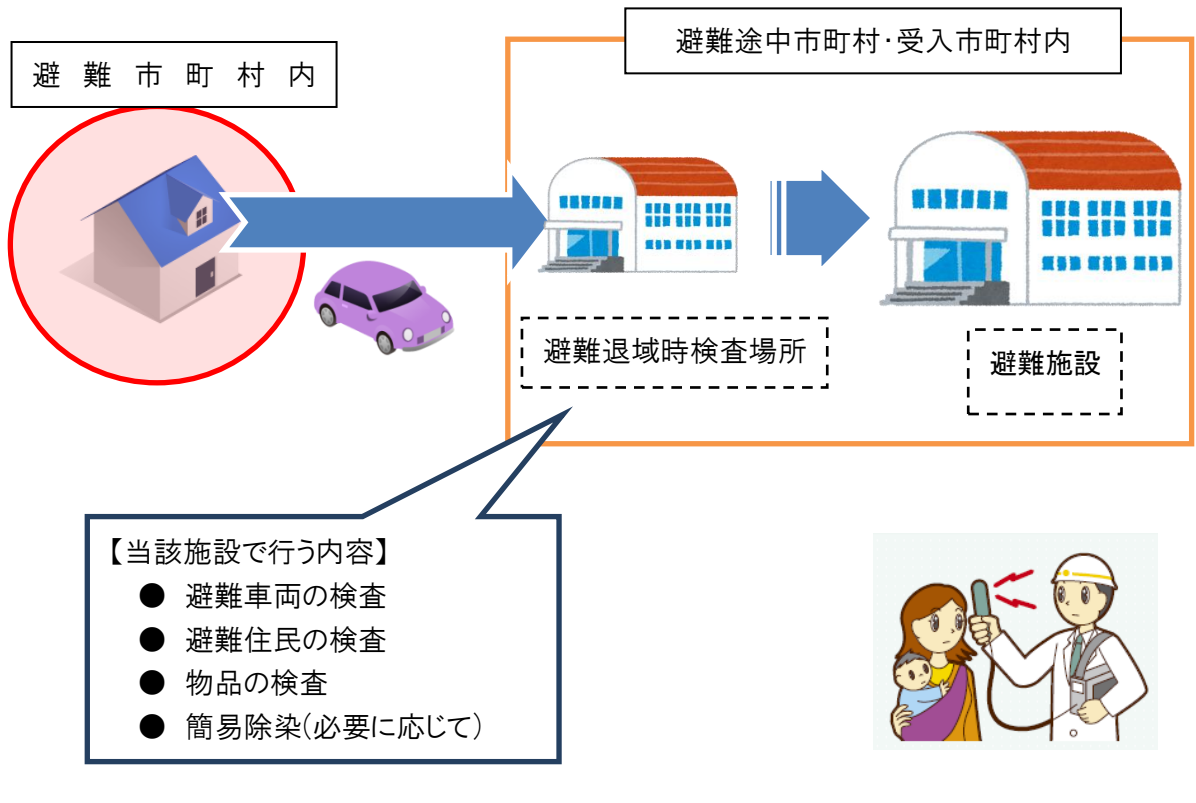
「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針(Ver.1)」を基に十日町市作成

- ①新潟県が主体となって、避難退域時検査を実施。
- ②避難退域時検査場所は、避難準備区域(UPZ)外とする。
- ③避難退域時検査体制は、避難先及び避難経路を考慮する。
- ④避難退域時検査場所は、避難準備区域(UPZ)外を所管する市町村が候補施設を選定し、県が決定。

＜避難退域時検査場所となる施設の選定の目安＞

以下の点を考慮すること。

- 避難者は、土地勘のない市町村へ避難すること。
- 避難退域時検査場所では、ある程度の順番待ちが生じること。
- 悪天候でも実施できること。
- 避難者(車両)が多数来ること。



## 第6節 飲食物の摂取制限

国は、原子力発電所から環境への放射性物質放出後、数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定し、放射性物質により直接汚染されるリスクの高い屋外、野外で育成された食品の放射性物質の濃度測定と分析を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、国災害対策本部から飲食物の摂取制限や範囲などが指示される。

市は、国、県と連携し摂取制限が措置されている区域に対し、放射性物質により汚染されていない飲

食物を提供する。なお、具体的な手段、方法については、国、県の方針が示された後、本計画へ反映させる。

## 第4章 要配慮者の避難

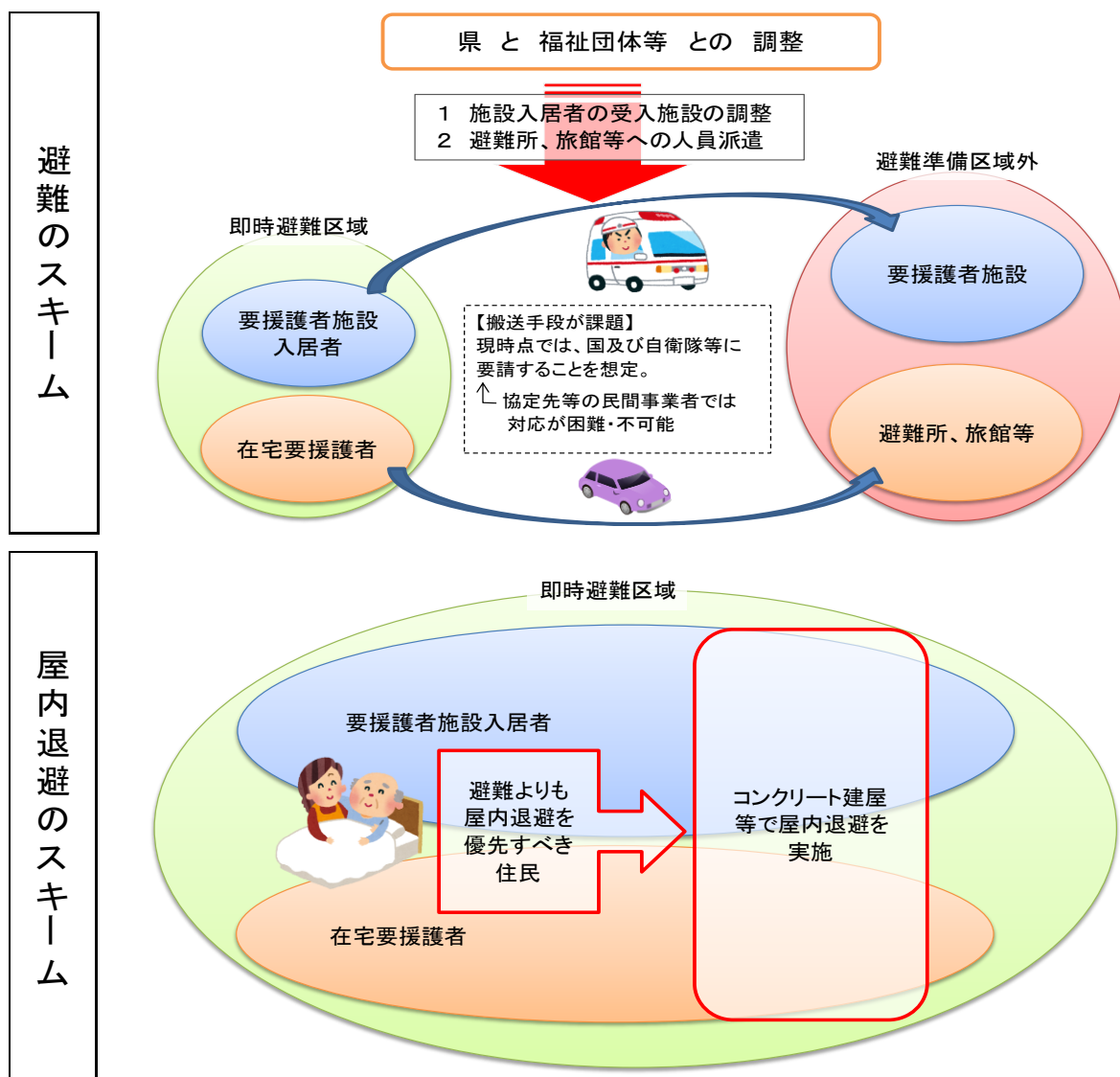
市は、地域における要配慮者※1の支援体制が整備されるよう努めるとともに、「十日町市災害時避難行動要支援者※2避難支援プラン」に基づき、消防団、民生委員、児童委員・自主防災組織等の呼びかけや介助により実施するものとする。

なお、県は、病院、福祉施設等に対して、入院又は入所の要配慮者の避難・屋内退避が円滑にできるよう、あらかじめ避難誘導の計画を具体的に定めておくよう要請することとされている。

### 第1節 避難の流れ（イメージ）

【要配慮者の避難のスキーム】

「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針(Ver.1)」から抜粋



※1 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人、一時滞在者その他の特に配慮を要する者

※2 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者



## 第2節 医療機関・社会福祉施設等の避難準備

---

原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針(Ver.1)では、県が市町村とともに福祉団体等と協力して避難先の調整を行うこと、また、避難手段の確保に当たっては国や自衛隊等との協力を得るとの考え方が示されているが、具体的な内容については継続して検討が進められている。

## 第3節 避難準備

---

市は、施設入所者等の避難が必要となった場合は、県及び要配慮者施設等と協力して、避難先等を調整するとともに、避難先自治体へ避難の受け入れを要請し、避難準備を整える。

## 第4節 避難手段

---

市は避難手段について、国、県、関係機関の協力を得て確保し、避難経由所、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。

市は、各施設において必要な車両台数を事前に把握するものとする。

## 第5節 在宅避難行動要支援者の援護

---

市は、県と連携し、自然災害等発生時の対応を基本に、在宅避難行動要支援者への情報伝達、援護等の方法をあらかじめ定めておく。

## 第6節 園児、児童、生徒への対応

---

保育園、幼稚園、学校等は、市等からの指示・情報に基づき、園児、児童、生徒、教職員等の安全を図るとともに、学校等施設の管理者によりあらかじめ定められたルールに基づき、生徒等を保護者へ引き渡す。

## 第7節 外国人への対応

---

市は、外国人に対して、柏崎刈羽原子力発電所での事故の状況、避難等指示、避難準備情報や屋内退避等の情報が正確に伝わるよう、適切に情報提供を行う。

この場合、民間国際交流団体等と連携し、やさしい日本語や外国語などによる情報提供に努めるなど配慮する。

## **第8節 一時滞在者（観光客等）への対応**

---

市は、観光客等一時滞在者に対して、柏崎刈羽原子力発電所での事故の状況、避難等指示、避難準備情報や屋内退避等の情報が正確に伝わるよう、施設管理者、観光関連団体等に対して、適切に情報提供を行う。

## 第5章 避難所（一般）の開設、運営

### 第1節 方針

避難所の運営は、十日町市地域防災計画(震災対策編、風水害対策編、原子力災害対策編)及び十日町市指定避難所運営マニュアルにより対応する。また、他自治体へ避難した際の避難所の運営は、第一義的に避難所を管理する自治体が行い、3日を目途に市が引き継ぐ。

### 第2節 各主体の責務

#### 1 避難住民等

避難住民等は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

#### 2 市

- (1) 市は、避難所を開設し、地域住民、応援自治体職員、ボランティア等の協力を得て避難所を運営する。
- (2) 市は、避難所の開設・運営については県と連携のうえ行う。
- (3) 市は、避難所の保安については県警察と連携のうえ行う。

#### 3 避難予定施設の管理者

避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について市に協力する。

### 第3節 避難所運営の留意点

#### 1 一般的事項

- (1) 市は、避難所の開設・運営については、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。
- (2) 市は、安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、更衣室、授乳室、男女別の物干し場の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。
- (3) 市は、運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。
- (4) 市は、避難者に食糧、生活必需品を提供する。性別、年齢、障がい等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。
- (5) 市は、避難者2人当たり3.3㎡のスペースが確保できるよう注意する。
- (6) 市は、避難所の建物外の避難者には、テントなどを提供する。
- (7) 市は、トイレは仮設も含めて男女別とし、和式、洋式両方の配置に努める。
- (8) 市は、テレビ、ラジオ、見えるラジオ等の文字放送、臨時公衆電話、インターネット端末等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。

- (9) 市は、避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。
- (10) 市は、入浴施設の設置等、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
- (11) 市は、非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。

## 2 男女共同参画の視点に立った避難所運営

- (1) 市は、避難所への職員配置は、男女共同参画に配慮する。
- (2) 市は、避難住民等による避難所管理組織に対しては、男女共同参画に配慮するよう求める。
- (3) 市は、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

## 3 避難行動要支援者への配慮

- (1) 避難所での配慮
  - ① 市は、避難所施設内の段差解消等、バリアフリー化に努める。
  - ② 市は、情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置等、避難行動要支援者の情報環境に配慮する。
  - ③ 市は、保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。
  - ④ 市は、通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。
- (2) 福祉避難所の開設
  - ① 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。
  - ② 市は、福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

## 4 積雪に関する対応

- (1) 市は、全避難者を屋内に収容する。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。
- (2) 市は、暖房器具及び採暖用具の配置並びに暖かい食事の早期提供に配慮する。

## 5 避難の長期化に備えた対応

- (1) 避難の期間が1週間を過ぎるなど長期化が見込まれる場合、市は、県への依頼を含め避難所の再調整を行う。
- (2) 県は、避難が長期化する場合に備え、国及び市と連携し、避難者がホテルや旅館等へ移動できるようあらかじめ体制を整備するものとされている。
- (3) 県、国及び市は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及びあっせんにより、避難所の早期解消に努めるとともに、早期解消に向けた情報共有を行う。

## 6 他自治体からの避難者受入

- (1) 市は、県からの要請に基づき、他自治体からの避難者受入に協力する。
- (2) 市は、避難準備区域(UPZ)外の指定避難所の中から受入施設を選定し、当該自治体等と協力しながら避難者の受入を行う。
- (3) 当該避難所の運営は、開設当初は市が行い、3日を目途に避難自治体に引き継ぐ。



# 資料 十日町市地区別避難先等一覧

# 十日町市地区別避難先等一覧

No.	地域名	地区名	シユウラタイ 集落名 ヒナン タンイ ※避難単位	世帯数	人口	避難行動 要支援者等	(内訳)		退避所	避難バス 乗合所
							避難行動 要支援者	乳幼児 (3歳未 満)		
1	十日町	下条	イワノ 岩野	80	241	11	9	2	下条中学校	岩野集落センター
2	十日町	下条	ゲジョウチュウオウドオリ 下条中央通り	151	262	14	7	7	下条公民館	下条公民館
3	十日町	下条	ノダ 野田	15	49	1	1	0	下条中学校	下条中学校
4	十日町	下条	カニサワ 蟹沢	21	85	9	6	3	下条中学校	下条中学校
5	十日町	下条	タメナガ 為永	77	245	13	10	3	下条中学校	為永倶楽部
6	十日町	下条	ゲジョウホンチョウ 下条本町	68	204	13	9	4	下条中学校	下条中学校
7	十日町	下条	ヤマネ 山根	15	50	4	4	0	下条中学校	為永倶楽部
8	十日町	下条	カミシンデンダイ 上新田第1	62	197	11	9	2	上新田自治会館	上新田自治会館
9	十日町	下条	カミシンデンダイ 上新田第2	43	120	4	3	1	上新田自治会館	上新田自治会館
10	十日町	下条	カミシンデンダイ 上新田第3	43	141	5	1	4	上新田自治会館	上新田自治会館
11	十日町	下条	カミシンデンダイ 上新田第4	52	188	12	5	7	上新田自治会館	上新田自治会館
12	十日町	下条	クワハラ 桑原	47	177	11	7	6	利雪親雪総合センター(みよしの湯)	利雪親雪総合センター(みよしの湯)
13	十日町	下条	ヤマギワ 山際	24	68	4	4	0	むつみ幼稚園・保育園	原集落開発センター
14	十日町	下条	ハラ 原	80	222	16	10	6	むつみ幼稚園・保育園	原集落開発センター
15	十日町	下条	ハツカ ジョウ 廿日城	15	53	4	4	0	むつみ幼稚園・保育園	廿日城集落開発センター
16	十日町	下条	ゲジョウサカエチヨウ 下条栄町	75	258	18	4	8	むつみ幼稚園・保育園	むつみ幼稚園・保育園
17	十日町	下条	カイノ ガワ 貝ノ川	60	221	9	7	2	下条小学校	貝ノ川集落開発センター
18	十日町	下条	シンボ 新保	24	79	5	3	2	下条小学校	水口集落開発センター
19	十日町	下条	ミナクチ 水口	66	216	14	10	4	下条小学校	水口集落開発センター
20	十日町	下条	ゲジョウシモヤマ 下条下山	21	50	2	1	1	下条小学校	水口集落開発センター
21	十日町	下条	シンコウジ 新光寺	16	47	3	3	0	下条小学校	水口集落開発センター
22	十日町	下条	シオノ 塩野	10	30	3	2	1	下条小学校	塩野集会所
23	十日町	下条	センノヤマ 仙之山	13	38	2	2	0	旧東下組小学校	仙之山ふれあいセンター
24	十日町	下条	タイラ 平	12	37	2	1	1	旧東下組小学校	旧東下組小学校
25	十日町	下条	スクノ 漣野	22	92	7	4	3	旧東下組小学校	旧東下組小学校
26	十日町	下条	フタゴ 二子	18	52	2	1	1	旧東下組小学校	二子集会所
27	十日町	下条	ガンニョウ 願入	6	27	1	1	0	旧東下組小学校	願入集会所

(平成27年3月31日現在)

避難経路 (国)…国道 (県)…主要地方道・県道 (市)…市道 H…避難経由所	避難経由地	避難所・一時移転場所	
		避難先施設	所在地・電話番号 (局番：(025))
(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町	県立十日町高等学校	本町西1丁目203・ 752-3575
(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町		
(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町		
(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町		
(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町		
(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町		
(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町		
(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町	市民会館(中央公民館)	学校町1丁目730-1・ 757-5011
(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町	市民体育館	学校町1丁目808・ 757-5208
(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町		
(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町		
(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町	十日町市総合福祉センター (サンクロス十日町)	卯320-39・ 752-0564
(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町	十日町小学校	学校町1丁目614-32・ 752-3525
(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町		
(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町		
(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町		
(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町	十日町中学校	新座甲2-10・ 757-2306
(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町		
(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町		
(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町		
(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町		
(市)下貫塩野願入線→(県)山ノ相川下条停車場線→(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町	東小学校	四日町新田375・ 752-3055
(県)山ノ相川下条停車場線→(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町		
(県)山ノ相川下条停車場線→(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町		
(県)山ノ相川下条停車場線→(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町		
(県)岩沢中条線→(県)山ノ相川下条停車場線→(国)117号→H→(国)117号	道の駅クロス10十日町		

# 十日町市地区別避難先等一覧

No.	地域名	地区名	シユウライ 集落名 ヒナン タンイ ※避難単位	世帯数	人口	避難行動 要支援者等	(内訳)		退避所	避難バス 乗合所
							避難行動 要支援者	乳幼児 (3歳未 満)		
28	川西	上野	モトマチ 元町	108	239	10	7	3	上野小学校	元町集落開発センター
29	川西	上野	アラマチンデン 新町新田	67	235	14	10	4	上野保育園	新町新田ふれあいセンター
30	川西	上野	ウエノ 上野	175	596	31	24	7	上野小学校	上野小学校
31	川西	上野	シタダイラシンデン 下平新田	57	173	5	2	3	上野保育園	上野保育園
32	川西	橘	キオトシ 木落	91	321	21	11	10	橘小学校	木落構造改善センター
33	川西	橘	テラガサキ 寺ヶ崎	8	21	0	0	0	橘小学校	寺ヶ崎公民館
34	川西	橘	シオカラ 塩辛	21	65	5	3	2	橘小学校	塩辛集落開発センター
35	川西	橘	ニタ 仁田	139	452	20	15	5	橘小学校	橘小学校
36	川西	橘	ノグチ 野口	120	419	17	10	7	橘小学校	橘小学校
37	川西	橘	シジュウブ 四十歩	2	4	0	0	0	橘小学校	橘小学校
38	川西	橘	ハラダ 原田	29	93	1	0	1	橘地区農事研修センター	橘地区農事研修センター
39	川西	橘	ネブカ 根深	19	84	8	4	4	橘地区農事研修センター	根深集落センター
40	川西	橘	シタハラ 下原	18	48	5	5	0	橘地区農事研修センター	下原ふれあいセンター
41	川西	仙田	ナカセンダ 中仙田	79	212	13	10	3	(川東)旧仙田小学校 (川西)仙田体験交流館	(川東)旧仙田小学校 (川西)仙田体験交流館
42	川西	仙田	ムロジマ 室島	45	110	6	6	0	旧仙田小学校	室島集落センター
43	川西	仙田	タ 田戸	13	24	0	0	0	田戸公民館	田戸公民館
44	川西	仙田	コワキ 小脇	13	24	1	1	0	小脇冬期孤立集落維持管理センター	小脇冬期孤立集落維持管理センター
45	川西	仙田	タカクラ 高倉	11	20	0	0	0	高倉集落センター	高倉集落センター
46	川西	仙田	オオシラクラ 大白倉	12	26	1	1	0	キャンパス白倉交流ホール	大白倉公民館
47	川西	仙田	コ シラクラ 小白倉	26	68	3	3	0	キャンパス白倉交流ホール	キャンパス白倉交流ホール
48	川西	仙田	アカタニ 赤谷	42	117	6	6	0	仙田体験交流館	赤谷集落センター
49	川西	仙田	イワセ 岩瀬	41	122	5	5	0	仙田体験交流館	岩瀬集落センター
50	松代	峰方	シミズ 清水	14	25	2	2	0	松代生涯学習センター	松代生涯学習センター
51	松代	峰方	キリヤマ 桐山	7	11	1	1	0	松代生涯学習センター	桐山集落開発センター
52	松代	山平	アザミハラ 苜平	22	54	3	3	0	苜平地区転作促進研修センター	苜平地区転作促進研修センター
53	松代	山平	コツナギ 小貫	1	1	0	0	0	寺田集落開発センター	(自宅)

(平成27年3月31日現在)

避難経路 (国)…国道 (県)…主要地方道・県道 (市)…市道 H…避難経由所	避難経由地	避難所・一時移転場所	
		避難先施設	所在地・電話番号 (局番：(025))
(市)浅河原新町新田線→H→(県)小千谷十日町津南線→(市)東善寺籠堤線→(市)浅河原新町新田線	千手中央コミュニティセンター	吉田小学校	山谷1958・752-2893
(市)浅河原新町新田線→H→(県)小千谷十日町津南線→(市)東善寺籠堤線→(市)浅河原新町新田線	千手中央コミュニティセンター		
(県)小千谷十日町津南線→H→(市)東善寺籠堤線→(市)浅河原新町新田線	千手中央コミュニティセンター	吉田中学校	小泉106-1・752-2878
(県)小千谷十日町津南線→H→(県)小千谷十日町津南線	千手中央コミュニティセンター	鏡島小学校	南鏡坂449-3 757-2895
(国)252号→(県)小千谷十日町津南線→H→(県)小千谷十日町津南線→(国)253号	千手中央コミュニティセンター	県立十日町総合高等学校	高山乙461・752-3186
(県)小白倉木落線→(国)252号→(県)小千谷十日町津南線→H→(県)小千谷十日町津南線→(県)十日町千手線	千手中央コミュニティセンター	西小学校	寅甲365番地 ・757-9640
(県)小千谷十日町津南線→(市)浅河原新町新田線→H→(県)小千谷十日町津南線→(県)十日町千手線	千手中央コミュニティセンター		
(県)小千谷十日町津南線→(市)浅河原新町新田線→H→(県)小千谷十日町津南線→(県)十日町千手線	千手中央コミュニティセンター		
(県)小千谷十日町津南線→(市)浅河原新町新田線→H→(県)小千谷十日町津南線→(県)十日町千手線	千手中央コミュニティセンター	総合体育館・武道館	寅甲415-1・752-4377
(県)小千谷十日町津南線→(市)浅河原新町新田線→H→(県)小千谷十日町津南線→(県)十日町千手線	千手中央コミュニティセンター		
(県)小千谷十日町津南線→(市)浅河原新町新田線→H→(県)小千谷十日町津南線→(県)十日町千手線	千手中央コミュニティセンター		
(県)小千谷十日町津南線→(市)浅河原新町新田線→H→(県)小千谷十日町津南線→(県)十日町千手線	千手中央コミュニティセンター		
(県)小千谷十日町津南線→(市)浅河原新町新田線→H→(県)小千谷十日町津南線→(県)十日町千手線	千手中央コミュニティセンター		
(国)252号→(市)浅河原新町新田線→H→	千手中央コミュニティセンター	千手小学校	上新井32・768-2009
(国)403号→(国)252号→(市)浅河原新町新田線→H→	千手中央コミュニティセンター		
(県)山中上野線→(国)252号→(市)浅河原新町新田線→H→	千手中央コミュニティセンター		
(国)403号→(国)252号→(市)浅河原新町新田線→H→	千手中央コミュニティセンター		
(県)十日町川西線→(国)403号→(国)252号→(市)浅河原新町新田線→H→	千手中央コミュニティセンター		
(国)403号→(国)252号→(市)浅河原新町新田線→H→	千手中央コミュニティセンター	千手保育園	上新井87-3 768-2148
(国)403号→(国)252号→(市)浅河原新町新田線→(市)田中藤沢線→H→	千手中央コミュニティセンター		
(国)403号→(国)252号→(市)浅河原新町新田線→H→	千手中央コミュニティセンター		
(国)403号→(国)252号→(市)浅河原新町新田線→H→	千手中央コミュニティセンター		
(県)松代岡野町線→(市)芝峠温泉線→(県)松代岡野町線→(県)松代高柳線→(国)253号	松代総合体育館	松代総合体育館	松代4008・025-597-3752
(県)松代岡野町線→(市)芝峠温泉線→(県)松代岡野町線→(県)松代高柳線→(国)253号	松代総合体育館		
(県)石黒松代線→(県)室野・山平線→(県)松代高柳線→(国)253号	松代総合体育館		
(国)353号→(国)253号	松代総合体育館		